

1 枚目 麻しん風しん 第3期・第4期 予防接種予診票

—麻しん及び風しんの予防接種を受けるに当たっての説明書と同意書—

○保護者の方へ:必ずお読みいただき、接種当日保護者が同伴しない場合にはこの用紙もお子様を持参させてください。

☆ はじめに ☆ ～接種の実施に当たっての注意事項～

原則として、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となります。しかし、平成20年度から平成24年度までの5年間に限って実施する中学1年生及び高校3年生の年齢に相当する者への麻しん及び風しんの予防接種については、保護者がこの予診票の記載事項を読み、理解し、納得して、お子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、あらかじめこの説明書及び予診票に保護者が自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

◇保護者が同伴する場合◇

この説明書を必ず読んで、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めて、接種当日予診票を持参し、医師の説明診察を受けて、接種を受けてください。その際、予診票の②の「保護者自署」欄に署名をしてください。

◇第4期の接種で、接種を受ける方が既婚者の場合◇

この説明書を必ず読んで、十分理解し、納得された上で接種することを決め、接種当日予診票を持参し、医師の説明診察を受けて、接種を受けてください。その際、予診票の②の「保護者(本人)自署」欄に接種者本人の署名をしてください。

◇保護者が同伴しない場合◇

当日保護者が同伴しない場合には、この説明書の内容をよく読んで、十分理解し、納得されたうえで、接種させることを決めてから、下記の「保護者が同伴できない場合の保護者自署欄」及び2枚目の予診票の①の「保護者自署」の欄にあらかじめ署名のうえ、接種当日この用紙を必ずお子様を持参させてください。なお、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や疾病対策課まで確認を行なうようにしてください。

※ 第4期の接種で接種を受ける者が既婚者の場合には保護者の同伴は必要ありません。

☆保護者が同伴できない場合の保護者自署欄☆

麻しん及び風しんの予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方の予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が市に提出されることに同意します。

保護者自署

住 所

緊急の連絡先

※ 保護者の同伴がない場合には、この欄の署名及び予診票の①の保護者自署欄の署名がなければ、当日の予防接種は受けられません。

1 麻しん・風しんの症状について

○麻しん

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから、3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめる、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は7～9人、肺炎は約6人です。脳炎は約1,000人に1人の割合で発生が見られます。

また、麻しんにかかると数年から10数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という重い脳炎を発症することがあります。これは麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。

麻しん(はしか)にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

○風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障がいなどの障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

①麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応（麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに使用。通常、このワクチンを接種します。）

主な副反応は、発熱（接種した者のうち20%程度）や、発しん（接種した者のうち10%程度）です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、掻痒（かゆみ）などがみられることがありますが、これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結（しこり）、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎及びバナイン等が報告されています。

②麻しんワクチンの主な副反応（麻しんの予防接種のみを実施するときに使用）

主な副反応は、接種後5～14日を中心として、37.5℃以上38.5℃未満の発熱（接種した者のうち約5%前後）、38.5℃以上の発熱（接種した者のうち約8%前後）、麻しん様の発しん（接種した者のうち約6%前後）がみられます。ただし、発熱の期間は通常1～2日で、発しんは少数の紅斑や丘しんから自然麻しんに近い場合もあります。その他に接種した部位の発赤、腫れ、熱性けいれん（約300人に1人）、じんましん等が認められることがありますが、いずれもそのほとんどは一過性です。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、脳炎脳症（100～150万人接種当たり1人以下）、急性血小板減少性紫斑病（100万人接種当たり1人程度）が知られています。ワクチン接種後には亜急性硬化性全脳炎（SSPE）は起こらないとする報告が最近発表されています。

③風しんワクチンの主な副反応（風しんの予防接種のみを実施するときに使用）

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、掻痒（かゆみ）、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められています。

稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状があり、また、急性血小板減少性紫斑病（100万接種当たり1人程度）が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障がい児養育年金、障がい年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○今回、平成20年度から5年間に限って中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者に実施する麻しん風しんワクチン（麻しん又は風しんのワクチンを含む。）の予防接種は、4月から翌年3月までの1年の間に実施することとなっていますが、その期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

※給付申請の必要が生じた場合には、疾病対策課までご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤現在、妊娠している場合
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【女性の方への注意事項】

妊娠している者又はその可能性がある者は、予防接種不相当者として接種することができませんが、出産後又は妊娠していないことが確認された後適当な時期に接種を受けてください。

接種に当たっては、接種を受ける医師または疾病対策課にご相談ください。

なお、接種後2か月間は、妊娠を避ける必要があります。

※ 医療機関の方へ

平成20年度から平成24年度にかけて中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者を対象として実施する麻しん及び風しんの第3期・第4期予防接種において、保護者が同伴せずに、お子様が1人で予防接種を受ける場合（既婚者を除く）には、この用紙表面への「保護者が同伴できない場合の保護者自署欄」への署名及び予診票の①の「保護者自署欄」への署名が必要となりますので、必ず保護者の署名を確認していただくとともに、**毎月の報告の際にこの用紙も予診票に添付して疾病対策課まで提出してください。**予診票に保護者の署名がない場合は、保護者の同伴なしに予防接種は受けられませんのでご注意ください。

なお、保護者同伴の場合及び接種を受ける方が既婚者の場合には、予診票の②の「保護者（本人）自署」欄へ自署をいただき、予診票のみを提出してください。